

東芝は労働委員会命令を誠実に受けとめ差別争議を全面解決せよ



東芝争議の全面解決を勝ち取る決起集会
400名を超える参加者が東芝へ全面解決をせまる

2007.11.30 鶴見区公会堂（横浜市）
（詳細はホームページをごらん下さい）

08年2月5日(火)
デモ行進 12:15集合
浜松町駅～中労委
中労委審問の傍聴を

会社が警察と秘密組織を使って組合に支配介入し差別

東芝の青梅、府中、日野工場をはじめとする全国の工場では、会社がつくった秘密組織や警察組織まで使って、従業員の職場内や地域での言動を調査し、会社施策を批判したり労組執行部の方針と異なる意見をもつ人を問題者扱いして差別し、退職へ追い込むなどの労務対策をおこなってきました。

三度の差別是正命令

いま東芝は、2001年、2004年、2006年と3度にわたる労働委員会の差別是正命令をまったく履行せず、労組法違反を続けています。

職場から差別をなくすことは、賃上げを獲得し、サービス残業や過重労働をあらため、偽装請負や違法派遣をなくして労働者の人権を守る運動と組合活動を強めるためにも必要です。

東芝・西田社長は、労組法を遵守して申立人と100名の労働者の差別を是正し、賠償する争議解決を決断すべきです。明るい職場をつくる差別是正争議に、ご支援をお願いします。

労働委員会の命令

- 一、東芝が、申立人らをもつ特定の思想をもつ「問題者」扱いをして排除し、組合活動を弱体化させるために、退職に追い込み、仕事や賃金などの差別扱いをしてきたのは、不当労働行為である。
- 二、元公安警察官と秘密組織「東芝扇会 = 自己啓発の会」を活用した労働組合への支配介入は、労働組合法違反の不当労働行為である。
- 三、東芝は、申立人の賃金、資格、等級、役職の差別を是正せよ（現職及び定年退職者を主務・作業長等の役職にあった者として扱うこと）。
- 四、東芝は、是正後の賃金・賞与の格差相当額に年率5分相当額を加算して支払うこと。
- 五、東芝は、縦1m、横1.5mの白紙に記載した謝罪文を本社と各工場入口に掲示して他の従業員にも周知し、組合活動の自由を保障すること。

東芝争議支援共闘会議・東芝の職場を明るくする会

〒210-0006 川崎市川崎区砂子2-11-20 大幸ビル402 川崎労連内 TEL 044-211-5164 2008年1月

なくそう貧困 変えよう格差社会



10万円台の賃金 東芝 派遣労働者の実態

パソコンをつくる東芝の青梅事業所、携帯電話をつくる日野工場、電力システムやソフトウェアを開発・製造する府中事業所には派遣や請負で働く労働者が増えています。

請負契約といいながら、実際には東芝から作業指示を受けて働く偽装請負（実態は派遣）、また、携帯電話で作業内容もハッキリしないまま翌日の派遣先を指示される「日雇い派遣」や「登録型派遣」では、派遣労働者の権利が守られず、不安定な雇用になっています。

「時給・千円は安すぎる」

「30代で年収2百万円じゃ見通しもてない」

立作業・夜勤・差別 「まともに働ける職場を」

携帯電話やパソコンの組立職場では、立ちっぱなしの作業が多くて疲れがひどく、休憩時間にはテーブルにうつぶせになって休んでいる人が目立ちます。また、2交代制の夜勤作業で働く若い女性が増えています。ソフト設計請負社員は、長時間の過重労働で大変です。

「休めないし、待遇に格差がありすぎる」

「やりがいのある仕事がしたい」

「過重労働で、うつ病が増えている」

派遣労働者を保護する 法律に改正しよう

財界の要求で、1996年に派遣対象業種を増やし、2003年には製造業への派遣も解禁され、偽装請負・日雇い派遣が広がりました。

派遣法を改正し派遣労働者保護法にしよう。



派遣雇用は、臨時的・一時的なものに制限し、正社員化をすすめること。

派遣労働は、常用型派遣とする。

日雇い派遣・スポット派遣を禁止する。

派遣期間の上限を1年とし、派遣期間をこえた場合は、派遣先の直接雇用とする。

派遣労働者の均等待遇、交通費支給と有給休暇、労組加入の権利を保障する。

東芝の職場を明るくする会 ホームページ

68万アクセス突破!

検索のキーワードは「東芝の職場」

